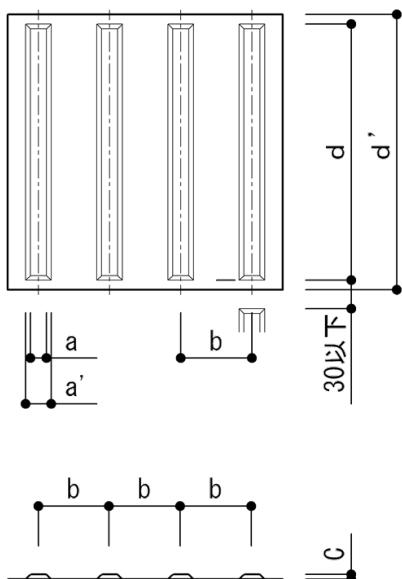


(4) 視覚障害者誘導用ブロック

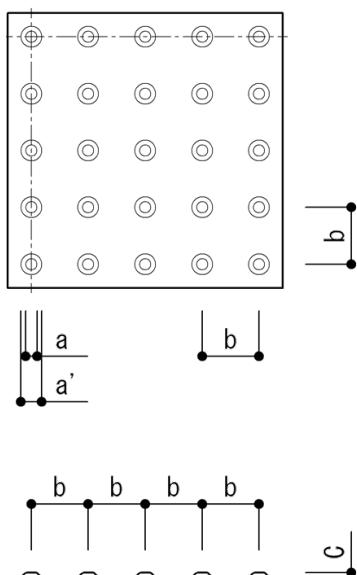


線状突起の形状及びその配列

線状突起の配列は4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位(mm)		
記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とする。



点状突起の形状及びその配列

点状突起を配列するブロック等の大きさは、300mm(目地込み)四方以上で、点状突起の数は25(5×5)点を下限とし点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

単位(mm)		
記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60*	
c	5	+1 0

注 この寸法範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

図VII-3-1 JIS(T 9251)による視覚障害者誘導用ブロックの形状